

研究論文

母子生活支援施設を例に考える社会福祉実習指導における「生活問題の把握」の重要性

武 藤 敦 士

はじめに

筆者はかつて、母子生活支援施設で社会福祉士養成教育にかかる現場実習指導を担当していた。また、社会福祉士養成校において、ソーシャルワーク実習指導を担当した。そのいずれの場面においても学生の多くは「社会福祉」をソーシャルワークの技術・方法と同義に捉え、実習の準備をしていた。そのため、ソーシャルワークのプロセスについては、インテーク、アセスメント、インターベンション、プランニング、モニタリング、ターミネーション等、内容の理解に差はあるものの、その順序においてはおおそ記憶していた。しかし、いざ実践となったときにそれをいつどのように繰り返せばよいのか、思い悩む場面を繰り返してみてきた。

その原因としていくつかの可能性が考えられるが、実習指導を通してみえてきた課題として、「社会福祉とは何か」、「その対象となる生活問題とは何か」、「その生活問題は歴史的・社会的にどのような文脈をもって生み出されてきたのか」という社会福祉の本質的理解が養成校教育のなかで深められていない現状と、それに必要な歴史認識の不充分さが感じられた。その結果、実習では支援対象が抱える生活問題を十分に理解することができず、行き詰まりを感じている姿をよく目にした。

そこで、本研究では学生がなぜ「生活問題とは何か」ということを理解したうえで実習に参加していないのか、「生活問題とは何か」を理解するために時間を要するのか、その原因を社会福祉士養成校教育における課題を指摘した先行研究から探る。さらに、ソーシャルワーク教育が今日の社会福祉実習に求めている役割とその内容について整理し、社会福祉実習に関する問題点を明らかにする。そのうえで、母子生活支援施設に求められる実習指導のあり方を通して、ジェネリックなソーシャルワーカーを養成するための実習指導の課題とその解決方法について考えていきたい。

I. 社会福祉士養成校教育の動向と課題

1. 生活問題の把握に関する課題

社会福祉が対象とする生活問題について木村敦（2013：19）は、「資本主義社会における社会問題のうち、基本的問題は労働問題であり、生活問題は労働問題から関係的に派生する問題」であると解説している。この生活問題に対する理解が社会福祉士養成校教育のなかでなぜ深められていないのか、先行研究における指摘をみていきたい。

社会福祉士養成においては、社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、2009年度からカリキュラムが改訂（以下、新カリキュラム）されたことに伴い、科目名から一斉に「社会」の文字が抜かれ、単なる「福祉」という表現になった。大友信勝（2013：42）はこれを言葉だけの問題ではないと批判し、「生活問題から『社会』の視点が弱くなり、個人責任原理につながりやすい懲罰・制裁つきの Welfare to Work（福祉から就労へ）が新たな道として政策化の焦点になっている」と指摘している。

木村敦（2011：84）は孝橋正一の社会科学的な理論に依拠しつつ、現在の社会福祉政策が、「最低生活保障という本来の任務から離れ、『就労支援』施策をその中心にすることによって、労働政策・失業対策へとその役割を大きくシフトさせてきている」ことから、「社会政策の後退」を指摘している。その結果、社会福祉に担わされる役割が増大したことが、「社会福祉の現場での実践を閉塞状態に追い込んでいるのではないか」と指摘する。

木村（2011：85）の、「社会福祉の対象を資本制的生産体制が生み出す問題から切断する、つまり、労働問題から関係的に生成する生活問題であるにとらえない対象規定と、社会福祉実践の閉塞状態は無縁ではなかろう」という指摘は、現在の社会福祉における対象規定が、「社会福祉の対象は『生活上のニーズ』や『社会関係の不調和・欠損』であるとする全く社会科学的ではない対象規定や、きわめて現象論的に『生活問題』を規定するなどといった、いわば機能論的对象規定が主流である」という問題の指摘からつながる。これは、永岡正己（2013：52）の、「社会福祉の体系を本質にさかのぼって規定することよりも、現実の働きを体系的に説明するところに力点が置かれ、現象的で便宜的な性格は免れない面が見られる」という指摘とも共通する。

今日、社会福祉が対象とする「生活問題」が、社会福祉政策とそれに伴うカリキュラムの改正によって社会福祉士養成校教育のなかで非常に見え難くなっている。その結果、「社会福祉とは何か」を理解することが難しくなっていることがわかる。

2. 歴史認識に関する課題

「社会福祉の認識には、なぜ今日のような形態が生まれてきたのかという生成過程のより深い理解が求められ、そのことによって政策、実践、技術の位置や役割と、個々の実践者の主体的位置が明確になる」（永岡、2013：49）にも関わらず、社会福祉士養成校教育における歴史教育は、新カリキュラムのなかで体系的、展望的に学ぶ機会を質・量ともに失っているのではないかとというのが先行研究における批判である。その結果、「政策から実践まで含んでどのような社会的な仕組みとして形成されてきたかという内在的理解」とともに、社会福祉の母体となった学問領域および、隣接する学問領域との関連、分化といった、「本質や機能の違いおよび専門性の違い」に関する外在的理解が不十分なため、「大学で学び終えても社会福祉とは何か、その全体像を発展的につかめずに終わるような状態がみられる」（永岡、2013：49）と指摘されている。この指摘は、社会福祉士養成校教育の課題を端的に

あらわしているといえよう。

母子生活支援施設においても、その前史である母子寮時代からの歴史をしっかりと認識すれば、母子寮が戦後の死別母子世帯の増加とともに発展し、高度経済成長のなかでいかに翻弄されてきたかがわかるだろう¹。母子世帯の母親が戦後日本の資本主義の発達のなかで、どのような労働力として企業に活用されてきたのかを学ぶことは、社会福祉を学ぶうえで必要な歴史認識を得るための重要な契機となる。第二次臨時行政調査会発足以降、労働者派遣法の成立を経て、女性労働者が市場経済のなかでどのように位置づけられてきたのかを理解すれば、母子世帯に対するワークファースト偏重のワークフェア政策が母子世帯の母親をどのように追い詰めてきたのか理解できるだろう。これらは当事者である母子の権利を擁護するために、現場専門職が持ち合わせておかなければならない重要な知識である。

市場経済のなかで女性労働者がどのように扱われてきたのかを知ることは、雇用労働者の3人に1人が非正規雇用労働者であるといわれる今日の現状について理解し²、そこにおける社会福祉の意義・役割を理解することにつながる。学生の事前学習における歴史認識は、社会福祉の現場で起きている様々な事象を客観的に理解するために不可欠なものである。しかし、永岡が指摘するように、社会福祉士養成校教育の今日の課題が歴史認識に求められるのであれば、十分な歴史認識を持たないままに実習を開始する学生がいることも必然である。

II. ソーシャルワーク教育における社会福祉実習の位置・役割

1. ソーシャルワークを重視した教育への転換と実習指導への期待

社会福祉教育は1987年の「社会福祉士及び介護福祉士法」制定をひとつの契機として、ソーシャルワークを重視した教育へと転換してきた。

当時の福祉系大学における社会福祉教育は、「総じて、社会福祉とは何かという基本的命題をめぐる諸社会科学に依拠した探究努力、規制の諸制度に対する批判検討努力、若干の専門家養成努力などの寄せ集め」であり、「専門職養成としてのソーシャルワーク教育でなかったことだけは確かである」と評されている。「ソーシャルワークという直接的には個人と家族を援助する専門的知識・技能の修得過程」であるソーシャルワーク教育は、「ごくわずかな大学で志向、実施されている（中略）、むしろ例外的存在」であった（津崎哲雄、1989：46）。津崎によるとソーシャルワーク教育は、「基本的には徒弟奉公的な実務修得経験に基づく」教育であり、その内容について「専門的知識・技能の伝達は、現場実習におけるスーパーヴィジョンを中心として、教科学習がその準備、補足、強化を行い、実践と理論の関連づけが行われる」と考えている。現場実習がソーシャルワーク教育の中核に位置づけられていることがわかる。

米本秀仁（1997：65-70）は、例えば「政策論」か「方法論」か、といった「いくつかの

相対立する流れが、一見すると、周知の『社会福祉士及び介護福祉士法』の成立、およびそれに先行する形での日本社会事業学校連盟によるカリキュラム改革（連盟加盟基準の改定と連動する）によって収斂されたかのようである」とする。しかし、その後の実習教育の展開のなかで、新たに惹起してきたいくつかの課題を指摘している。

そのひとつに、「教科としての実習教育」を必ずしも受けてきていない実習指導者層の存在と、「教科としての実習」の位置づけを明確にできず、かつ「現場経験」を有していない教員が実習教育に携わっている問題をあげている。この指摘はその後、新カリキュラムの実施に伴い2012年4月から現場職員を対象に完全施行された「社会福祉士実習指導者講習会」や、教員を対象とした「社会福祉士実習・演習担当教員講習会」の実施に結実している。

米本はもうひとつ、「教育現場における理論的（知識先行的）教育と福祉現場における『徒弟的指導』が整合するかどうか」という問題を指摘している。米本は「現場の一般的傾向とその現場に関する知識を合成したもの」（いわゆる価値・知識・技術）を「地図」に見立て、その「地図」と「現地」（実践現場）があるべき姿（理想）と事実（現実）の二重構造になっていると指摘している。そのうえで、「教員からの指導や学生の個人的・共同的作業」として生みだされた「地図」の誤りや歪みを訂正するのが、「現地の指導者の主要な任務である」と指摘する³。米本の指摘では「地図」の「誤りや歪み」の訂正が実習指導者の主要な役割として期待されている。しかし、今日の実習指導からみえてくるのは、「地図」に記載されている情報の、ソーシャルワークへの極端な偏りと社会科学的な分析視点の欠損である。そのため、実際の実習指導では、「訂正」だけでなく欠損している情報を「補足」することも必然的に求められる。

2. ジェネリックなソーシャルワーク実習への取り組み

新カリキュラムと同時に、実習指導者や実習・演習担当教員に社会福祉士の資格と現場経験が求められるようになった⁴。社会福祉士養成校でも、「新カリキュラムでは、実習教育に重要な学内での実習指導に目が向けられたが、その内容については模索しているのが現実」（松井奈美他、2011）であると考えられている。松井らの研究は、「どこで実習をしてもソーシャルワーカーとしての学びができる」という、「ジェネリック・ソーシャルワーク実習」のあり方について、社会福祉士養成校における「領域（分野）混合の指導」から考察している。この取り組みは学生を児童や高齢者といった分野別に分けずに実習指導を行うため、学生からも、「ソーシャルワークの根本的に大切な事柄を分野を超えて考える機会になった」という反響を得ている。

実習生は社会福祉士の資格取得後に、実習先と同じ施設や分野で働くわけではない。そのため、社会福祉実習では実習生が資格取得後、さまざまなフィールドでその専門性を発揮できるように、ジェネリックな視点をもった指導が必要である。その意味で、松井らの

研究と取り組みには重要な視点が含まれている。

しかし、松井らの研究では関係科目との関係性を、「本来は社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ・Ⅱ（中略）の積み重ね、援助技術演習Ⅱと実習指導Ⅲ（事前学習、筆者注）の連動が適切であれば実習指導Ⅲで必要な知識・技術は修得できているはずである」と、関係科目をソーシャルワークの範囲内でのみ考えている。これは松井らが、社会福祉実習教育をソーシャルワーク教育の範囲内でとらえている結果であると考えられる。ソーシャルワークを社会福祉総体における技術・方法にかかる理論と実践としてとらえた場合、松井らが実習指導に必要としている範囲は、社会福祉に関する科目のごく一部にすぎない。

松井らの研究は、「新カリキュラムの導入により社会福祉士養成はあらたな段階に突入し、実践力の醸成をめざす実習教育に力点がおかれることになった」ことによる取り組みである。しかし、「利用者のニーズと社会福祉システムが転換した現在の社会状況には、社会福祉六法体制の実習教育では対応できない」という前提では、今日の社会福祉が対象とする生活問題を新たな問題としてとらえてしまう危険性ははらんでいる。確かに、現在の社会状況下において、生活問題がかつてと違った現れ方をすることもある。しかし、その根底にある問題の本質を理解することができるならば、生活問題が一貫して資本主義社会における諸矛盾から生みだされていることがわかるであろう。

ジェネリックなソーシャルワーカーを育成するためには、新たな問題に対応する新たなソーシャルワークではなく、問題の本質を理解したうえで展開されるソーシャルワークと、その実践に必要な社会科学的な理解を深めるための取り組みが必要である。

3. 母子生活支援施設における実習指導への取り組み

母子生活支援施設における実習指導に関する研究報告はほとんどない。そのなかで、母子生活支援施設「仙台つばさ荘」が関係した実習指導に関する研究から、どのような視点をもって実習指導をとらえているかを明らかにしていきたい⁵⁾。

白川充他（2005）『社会福祉士養成のための実習教育におけるミニマム・スタンダードに関する研究 MM 共同研究会 報告書（事例編）』（MM とは、Minimum standard Model の略である⁶⁾）では、実習生、実習指導教員、実習指導担当者の三者の視点から実習の振り返りが行われている。実習生は実習前の取り組みから実習終了までを振り返り、主に自己覚知に関する内容を述べている。実習指導教員は実習前の取り組みから実習終了までをミニマム・スタンダード・モデルの視点から振り返り、実施した実習指導の評価を行っている。実習指導担当者は、実施した実習指導の振り返りを行っている。その後、実習終了後の事後学習の効果も含めた、一連の実習教育を振り返る研究の成果が、白川充・菅田賢治（2006）『社会福祉士養成のための実習教育におけるミニマム・スタンダードに関する研究 MM 共同研究会 報告書（第Ⅱ部）』として報告されている。

これらは、今日の社会福祉実習に求められている実習前教育と、実習中の職場実習→職

種実習→ソーシャルワーク実習、そして実習終了後の事後学習という段階的な学びを実現するための取り組みである。今日のソーシャルワーク教育における実習指導の方法に極めて忠実に依拠するものであり、実習指導の方法に沿った実習指導教育のなかで、いかに有効なソーシャルワーク実習を実現できるかを目的とした研究である。取り組みの一例として、現場サイドからも、「1日の業務のなかに職場実習・職種実習・ソーシャルワーク実習の場が混在している」母子生活支援施設の実態からは、「日本社会福祉士会が提示した1週目は職場実習、2週目が職種実習、3・4週目がソーシャルワーク実習としてのプログラム案に沿った形で実習プログラムを組み立てようと試みたが、どのように勘案しても当施設の実習プログラムとして成り立たない」ことが、この研究の背景にあったことが報告されている。そのうえで、実習指導教員と協働で、施設の実態に沿った実習プログラムを開発している（菅田、2006：13）。

新カリキュラムの施行前からこのような取り組みを実施している施設は、他の分野も含め全国的にみても先駆的といえるだろう。今もなお“児童の遊び相手”が実習期間の大半を占める施設も存在しているなかで、「仙台つばさ荘」の取り組みから得る示唆は大きい。

しかし、MM 共同研究会の取り組みはあくまでもソーシャルワーク教育におけるソーシャルワーク実習をいかに効率的に、効果のあるものにしていくかという取り組みである。そこで述べられている実習の課題は、狭い意味でのソーシャルワーク実習の範囲内に留められている。

Ⅲ. 母子生活支援施設における「生活問題の把握」を意識した実習指導のあり方

1. 実習指導における3つの視点

大友（2013：17）は、社会福祉とは「格差・貧困問題を現代社会における生活問題として認識し、社会的困難に直面している人びとの暮らしと自立を支え、人びとがその人らしく生きていくうえで必要な生活問題の改善・解決をはかる社会的方策」と規定している。社会福祉が対象とする生活問題が、雇用・労働政策の不備・不足によって発生する労働問題に起因する労働者とその家族の生活問題であるにとらえるならば、母子生活支援施設が支援の対象としている母子世帯は、稼働年齢層であるという意味においてその把握に最も適した支援対象のひとつである。

母子世帯の母親はワーキングプアの典型であり、今日の雇用・労働問題に起因する生活問題が顕著にあらわれている世帯類型である。母子生活支援施設では、①なぜ入所せざるを得なかったのか、②なぜ退所できないのか、③退所後もなぜ問題を抱えているのか、以上の3つの視点において世帯の生活問題を母親の労働問題との関係から分析・考察することが可能であり、当事者家族の抱える生活問題をアセスメントし支援のあり方を考えることができる。

1) なぜ入所せざるを得なかったのか（入所要因＝地域生活を継続できなくなった理由）

母子生活支援施設への入所要因として近年増加しているのが、「夫などの暴力」によるDV ケースである⁷。これは入所時の福祉事務所からの記録を見れば容易に把握できる。実習生もケース記録や母子への直接の聞き取りによって、この点については把握できることが多い。むしろ問題は、DV という入所理由に隠された世帯の抱える本質的な問題の把握である。母親の成育歴、出身世帯の階層、学歴、職歴、習得した資格・技術、児童の学力、生活習慣、障害の有無など、世帯の状況を客観的に把握する情報を記録の中から拾い上げ、アセスメントする能力を実習生に伝えていくことが重要となる。

2) なぜ退所できないのか（生活問題＝地域生活に移行できない理由）

世帯の生活問題を最も把握しやすいのが、「なぜ退所できないのか」という視点である。ケース記録からある程度の情報を把握できる場合もあるが、ケース記録の内容は各施設によって様々であろうから、必ずしもすべての施設においてケース記録のみから把握できるとは限らない。場合によっては施設の実施するアセスメントに誤りのある場合も考えられるため、実習生が同意を得て直接当事者である母子にヒアリングすることが有効であろう。実習生が行ったアセスメント結果が、施設の実施したアセスメント結果と異なる場合、その原因を職員と実習生で話し合うことは、実習生だけでなく職員の意識や能力の向上にも寄与するものとなる。

3) 退所後もなぜ問題を抱えているのか（退所後にも継続する生活問題と新たに発生する生活問題の性格）

この段階における生活問題は、施設退所後に世帯が抱える生活問題であり、施設が実施するアフターケアの対象となる支援課題である。母子生活支援施設に入所している間に解決・改善できなかった生活問題に加え、生活の場を地域に移行したことによって新たに発生する生活問題も対象となる。この段階で必要な支援として、施設が実施するアフターケアに加え、地域支援や地域協働といった取り組みが求められる。児童福祉分野の実習ではあるが、この段階では地域福祉分野の知識や技術も必要となる。世帯の抱える生活問題を地域の問題として捉え、その解決・改善に向けた地域住民の運動をどのように組織化していくかという視点と、そこにおける母子生活支援施設の役割を考えることは、ジェネリックな視点を養ううえで非常に有効である。

2. 対象の社会的な認識の必要性について―母子世帯の実態把握

1) 母子世帯の所得状況

母子世帯の抱える生活問題の社会的な性格を理解するためには、母子世帯の母親が抱える労働問題を正しく理解する必要がある。

「2019年国民生活基礎調査」では2018年の母子世帯の平均所得金額（総所得）は306.0万円で、児童のいる世帯の平均所得金額（745.9万円）の4割程度である。所得から所得税、住民税、社会保険料、固定資産税・都市計画税及び自動車税等を差し引いた可処分所得（いわゆる手取り収入に相当）の分布をみると、図1のように母子世帯の大半は子育て世帯の中でも低位に集中していることがわかる。

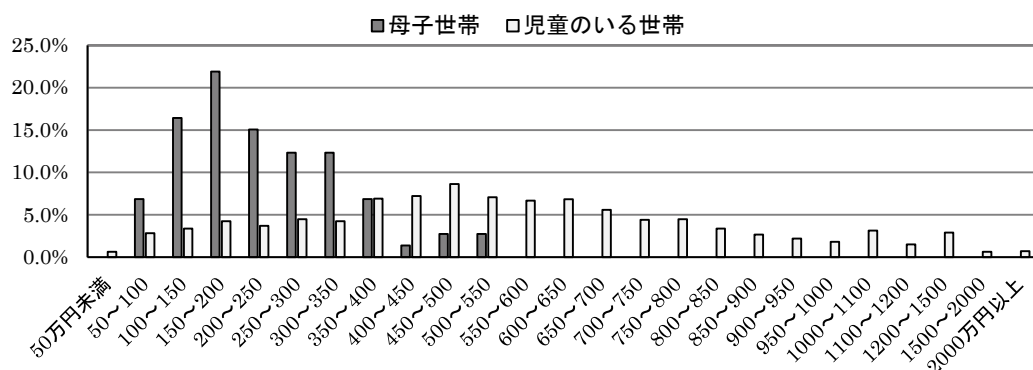


図1. 子育て世帯の可処分所得の分布

出典：「2019年国民生活基礎調査」表67より、不詳を除いて筆者作成。

2) 母子生活支援施設入所世帯の経済状況

母子生活支援施設では世帯の貧困問題がさらに顕著にでている。『令和2年度全国母子生活支援施設実態調査報告書』による主たる退所理由をみると、「経済的自立度が高まった」ことによる退所が17.0%、これに「日常生活・身辺、精神的自立が高まった」ことによる退所の14.5%を加えても、いわゆる「自立」を理由に退所した世帯は3割程度にとどまっている。母子生活支援施設に入所しても経済的自立が非常に困難な状況であることを裏づけるように、入所世帯の78%が児童扶養手当を受給しているほか、受給していない理由に関する自由記述の内容をみても、経済的自立を裏づける記述は見当たらない。

入所世帯の母親の64.5%が就労しているが、その雇用形態をみると84.0%が非正規雇用である。年次別推移をみても、10年以上その割合はほとんど変化していない。一方で、入所世帯の生活保護受給率は増加傾向にあり、54.8%と半数を超えている。さらに、退所母子世帯の70.7%が親族との同居や復縁・再婚などを行わない「単独の母子世帯」として地域に出ており、退所後も母子世帯として生活している。

以上のことから、母子生活支援施設に入所している世帯の多くが、本来的な意味での「自立」に至ることなく、低賃金で不安定な就労状況にあるにもかかわらず、施設退所を余儀なくされている。このことは、母子生活支援施設入所中に実施するソーシャルワークだけでは、世帯の抱える生活問題の本質としての貧困問題の解決・改善が困難であることを示している。これは、社会福祉の枠内だけでは世帯の抱える生活問題の根本的な解決・改善

が困難であることのひとつの示唆であり、雇用・労働問題対策を含めた広い意味での社会政策において抜本的な改善が図られないことには、社会福祉の課題の解決には至らないということを意味している。社会的な視点の欠落した状態では、このような問題の本質を見抜くことができない。

3. 対象の歴史的な認識の必要性について－社会科学的な対象理解

母子世帯が抱える生活問題の根底には、雇用・労働問題に対する社会政策の不備・不足に起因する世帯の貧困問題が存在している。歴史的にみても母子世帯の生活問題には常に母親の抱える雇用・労働問題が大きく作用していた。

日本では離婚件数の増加と母親が親権をもつ離婚が同時に増加傾向を示した1960年代中盤が、今日の母子世帯に多くみられる生別母子世帯増加の起点となっている。その背景には、高度経済成長にともなう核家族化などによる家族観の変化や、女性の雇用機会の増加にともなう社会進出によって、以前に比べて女性が経済的に自立できる可能性が高まったことがあった。ところが、高度経済成長の中で日本的雇用慣行が労働者の身分を長期に保障するシステムとして整備されてきたにもかかわらず、母子世帯の母親を含む女性労働者の多くは、長期雇用の枠外で不熟練労働者としての地位に置かれ、低い賃金水準で使い勝手のよい労働力として扱われてきた。

1970年代に入ると、女性の進学率の上昇とともに就労を継続する女性労働者が増加した。その反面、オイルショックを契機としてこれまでの高度経済成長が低成長へと転換したことにより、企業は経営の合理化へと傾いていった。その結果、男性正規雇用労働者の地位を守るため、結婚や出産等により一旦労働市場から退場していた女性たちが、人件費削減を目的とした合理化経営のなかで雇用の調整弁として活用され、非正規雇用労働者という安上がりな労働力として再び労働市場に参入するようになった⁸。

女性の雇用・労働問題の原因に、労働市場と賃金決定の関係における「婦人の労働力化の資本制的特質」（竹中恵美子、2012：104-105）がある。竹中は、労働力の再生産の機能が、資本の再生産の外部過程でおこなわれる資本主義制度のもとでは、「婦人が独立的生産労働にしたがうことを阻み、婦人労働を若年の一時的労働と中高年層の内職的形態におしとどめている」ことから、「婦人労働の産業予備軍的性格と婦人の低賃金とは、不可分に結びついて」おり、「高度成長の中の飛躍的な婦人労働の増大も、婦人の労働力化のこの特殊性の資本家的利用と密接に結びついている点を看過してはならない」と述べている。

1985年になると、労働基準法（1947年）だけでは解決できなかった労働市場で発生する男女の賃金格差や差別に対して、男女雇用機会均等法が制定された。しかし、反面で同年に労働者派遣法が制定されたことにより、女性労働者は引き続き安上がりな労働力として利用されていくこととなる⁹。

その後の新自由主義経済政策のなかで行なわれた労働規制の大幅な緩和は、労働者派遣

法を資本誘導的に拡大し、女性労働者の待遇を男性労働者の一部も巻き込みながら政策的に押し下げてきた。その結果、戦後から今日まで女性労働者の賃金等職場待遇は一貫して企業から抑圧されるかたちで推移しており、抜本的改善をみるに至っていない。この歴史認識なくして、母子世帯の抱えるワーキングプア問題の本質は理解できない。さらに、「日本の婦人の極端な低賃金は、日本の賃金水準の低さを規定するものであり、日本の低賃金構造を支えているもの」（竹中、2012：78）であることから、「婦人の低賃金を克服する課題は、ひとり婦人労働者のみならず、全労働者の階級的課題」（竹中、2012：140）としてとらえることができる。母子生活支援施設の実習を通して女性労働者の抱える雇用・労働問題の歴史的な認識を深めることは、すべての労働者階級の雇用・労働問題の理解につながる。国民の生活問題を理解するためには欠かせない視点である。

IV. まとめ

1. 今日の実習指導に求められている養成校教育に対する補完・代替性

生活問題と労働問題の関係は、母子世帯だけでなく社会福祉が対象とするすべての労働者階級の抱える生活問題に共通のものである。実習前の養成校教育と実習生自身の事前学習において、社会科学的な実態の理解と歴史認識を修得しておかなければならないのは、どの分野の実習にも共通していえることであろう。

社会福祉実習の目的はあくまでもジェネリックな専門職の養成であり、児童福祉施設の職員養成でもなければ、母子生活支援施設職員の養成でもない。実習を通して、「生活問題の把握」を意識づけていくことは、社会福祉士の養成にかかる現場実習指導を行っているすべての施設・機関に共通する課題であるといえる。

各施設・機関における支援の対象は異なるため、それに応じた「生活問題の把握」を意識した実習指導に関する工夫は必要であるが、どの分野においても社会福祉が対象とする生活問題の本質は共通している。この事実を実態と実践をもって実習生に伝えることが実習生を受け入れている施設・機関の重要な役割である。

先行研究が指摘する現在の養成校教育が抱えている課題は、実習生の学習到達度にまで影響を及ぼしている。社会福祉士の資格制度の開始とともに、社会福祉教育は現場における実践力の強化を意識したソーシャルワーク教育へと転換されてきた。新カリキュラムの施行後は、それをさらにシステマチックにしていく研究と実践が展開されている。それは反面で、「社会福祉とは何か」という本質的な教育を社会福祉教育の縁辺に追いやってきた過程であるともいえる。

養成校教育にこのような事実があるならば、「生活問題の把握」に必要な社会科学的な視点をもつための教育は、必然的に各実習先に委ねられる。この役割は、今日の実習指導に本来求められていない役割・機能であり、実習指導にかかる先行研究においても指摘されたことはない。しかし、実習生自身が支援対象の抱える生活問題の本質に気づき、理解を

深めていくために不可欠な知識・視点であるため、そのための仕組みづくりを各施設・機関が考え実施していかなければ、有効なソーシャルワーク実習は実現しないであろう。結果的に、養成校教育の不備・不足を、実習先の各機関・組織が補完的・代替的に担う必要性に迫られている。

2. 実習先の施設・機関が抱える課題

養成校における社会福祉教育が資格制度の成立とともにソーシャルワーク教育へと転換し、実践力の強化を重視した実習教育が求められている今日において、社会福祉教育の本質的問題を指摘する本研究は、時代に逆行するもの、もしくはソーシャルワーク教育を批判するものとして受け止められるかもしれない。

ソーシャルワークの理論・方法を養成校で学び、実習を通して実践と結びつけることで体得し、実習後の事後学習で課題を整理し不足部分を補強する取り組みについては、筆者も必要であると考えている。むしろ、本研究の指摘する課題は、そのような一連の実習教育をより強化するためのものである。新カリキュラムに沿った実習指導を実現するために、本研究が指摘する課題の解決は重要な意義をもつ。そのうえで、実習生を受け入れる施設・機関が抱える課題を指摘しておきたい。

新カリキュラムの施行にともない、社会福祉士養成のための実習指導者には、社会福祉士の資格取得後3年以上の経験年数が求められるようになった。さらに、事前に規定の実習指導者講習を受けておくことも求められている。ソーシャルワーク実習はソーシャルワークの理論・方法にもとづいた実践経験のある実習指導者が指導に当たってこそ効果があるという考え方が明確となった。資格の取得、一定の現場経験、事前の講習受講という客観的な条件を付けることで、指導者としての質の担保は可能になった。しかし、あくまでもこれはソーシャルワーク教育の範疇における客観的な判断材料である。

新カリキュラムにおいても、以前からのソーシャルワーク教育においても、実習指導者に「生活問題の把握」のために必要な養成校教育の不備・不足を補完的・代替的に指導していく役割や能力は求められていない。その結果、養成校教育の不備・不足を実習指導者が補完・代替するには自ずと限界が生じる。特に、資格制度成立以降に教育を受けた有資格者たちは、「社会福祉とは何か」という教育が相対的に不十分なため、この問題に対応することが難しいと考えられる¹⁰⁾。

そこで考えられる方法は二つある。ひとつは実習生・養成校サイドの取り組みである。養成校で現在行われていない、もしくは選択科目となっている関連科目について必修化する方向で設置検討することである。これは、各養成校が独自で取り組むことになるので、「社会福祉とは何か」という本質的なテーマに対し、どのような問題意識をもっているかによって対応は変わるであろう。

もうひとつは実習指導者サイドの取り組みである。米本（1997：66）や松井（2011：154）

も指摘する卒後教育の必要性である。米本や松井は、ソーシャルワーク教育の範囲内でこの必要性を述べているが、「社会福祉とは何か」という社会科学的な学びも組み入れることで、「生活問題の把握」のために必要な知識や問題意識を得ることができるだろう。この取り組みは、例えば福祉系の大学院などで夜間や週末に開講されている社会人向けのリカレント教育のなかで実現可能であると考ええる。また、認定社会福祉士制度を肯定的にとらえるならば、ソーシャルワークに特化した現在の講習制度に「生活問題の把握」のために必要な知識や問題意識を得るための講義を組み込むことで、社会福祉士会などが主催する講習でも実現可能であろう。

おわりに

実習を通して社会福祉が対象とする生活問題がどのようなものを理解することができれば、実践現場において個別ケースごとの生活問題をアセスメントし、その解決・改善に向けた当事者家族の取り組みを側面的に支援していくソーシャルワークの展開が可能となる。生活問題の本質を理解するようになれば、アセスメントの視点と方法は自ずと明確となり、支援の方向性も確かなものとなる。支援者が生活問題とは何かを理解することで、当事者に対して、その人が抱えている生活問題の本質が何かを伝えていくことも可能になる。当事者自身が抱えている生活問題の本質に気づくことがソーシャルワークの前提となる。当事者自身が生活問題を正確に把握できれば、その解決・改善に向けた取り組みは、支援者の目指すべき方向性と一致していく。

支援者による生活問題の正確な理解は、社会問題の正確な理解につながる。社会問題である生活問題を正確に理解できていれば、今日どこでも推し進められているワークフェア政策に無批判に迎合して、低賃金で不安定な就労形態の仕事であるにも関わらず、やみくもに働きに行かせるような処遇も改善されるはずである。

社会福祉が対象とする生活問題について、支援者が正確に理解することで支援者による当事者観の改善も期待できる。社会福祉の対象が当事者（とその家族）の抱える生活問題であると理解していれば、支援の対象は「問題者（児）」ではなく「生活問題を抱えた人（世帯）」であるという当事者観に復帰することができる。この当事者観の位相の違いは、展開されるソーシャルワークの内容に大きく影響する。当事者を「問題者（児）」としてとらえている間は、当事者自身の改善に力点が置かれ生活問題の解決・改善に支援が及ばないであろう。

社会福祉が対象とする生活問題を正確に把握しその社会的な性格を理解することにより、解決・改善の方法としてのソーシャルワークによる支援の方向性は、自ずと当事者と支援者の共通の理解と認識のもとに展開されていくはずである。その実現のためにも、社会福祉実習において、実習生に「生活問題の把握」の重要性を実践を通して伝えることが大切なのである。

註

- 1 母子寮の歴史的な展開と経過については、林千代（1992）、武藤敦士（2020）を参照のこと。
- 2 総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」（<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2017/index.html>、2021.12.8）では雇用者に占める正規の職員・従業員以外の雇用形態の労働者が36.0%となっており、雇用労働者の3人に1人が非正規雇用労働者であることがわかる。
- 3 その他、米本は「卒後継続教育」の問題も指摘している。
- 4 実習指導者は3年以上、実習・演習担当教員も要件のひとつに5年以上の社会福祉士資格取得後の相談援助経験が求められている。
- 5 仙台つばさ荘における実習指導に関する取り組みは、「社会福祉施設における社会福祉士実習指導のあり方について」（平成16年度）、「社会福祉施設における社会福祉士実習指導の標準化に向けた検証」（平成17年度）というテーマでそれぞれ「植山つる児童福祉研究奨励基金」の助成を受け、『MM 共同研究会 報告書』（事例編、第Ⅰ部、第Ⅱ部の三部構成）として報告されている。
- 6 ミニマム・スタンダード・モデル共同研究会の目的は、実習に関わる三者（実習指導者・実習科目担当教員・実習生）によるミニマム・スタンダードに関する検討と、実習教育のモデルケースづくりであると述べられている。
- 7 『令和2年度全国母子生活支援施設実態調査報告書』によると、2019（令和元）年度の新規入所世帯の入所理由のうち「夫などの暴力」が58.1%となっており、DVケースが半数を超えている。
- 8 女性雇用労働者の年齢別構成割合をみると、女性の進学率の上昇を裏付けるように、1955年に比べ1975年では、15～24歳では低下しているのに対し、それ以降の年齢層では増加している。特に、40～54歳で伸び率が著しくなっており（13.4%→28.5%）、子育てを終えた女性が再び労働市場に参入したことがわかる。また、女性の短時間就業雇用者数（平均週就業時間が35時間未満の雇用者）をみると、1965年に比べ1975年では、割合にして1.8倍（9.4%→17.1%）、数にすると2.4倍（82万人→198万人）に増加しており、安上がりで使い勝手のよい労働力として活用されていたことがわかる（厚生省編、1976：46）。
- 9 労働者派遣法制定の「立役者」である高梨昌が「均等法の最大の争点の一つは、女子労働者の職業生活と家庭生活との関連のつけ方にあった」（高梨、2009：3）というしており、男女雇用機会均等法と労働者派遣法には密接な関係があった。
- 10 反面で、ベテラン職員などが最新のソーシャルワーク教育に触れる機会も必要であると筆者は考えている。

【参考・引用文献】

- 大友信勝（2013）第1章 社会福祉原論研究の意義と課題. 大友信勝・永岡正己（編）社会福祉原論の課題と展望. 高菅出版, 17-44.
- 木村敦（2011）社会政策と「社会保障・社会福祉」－対象課題と制度体系－. 学文社.
- 木村敦（2013）2000年以降における社会福祉の社会政策に対する代替性の拡大に関する考察. 大阪産業大学経済論集, 14（3）, 19-38.
- 厚生省（1976）厚生白書（昭和51年版）. 大蔵省印刷局.
- 厚生労働省（2020）2019年国民生活基礎調査.
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会（2021）令和2年度全国母子生活支援施設実態調査報告書.
- 白川充・菅田賢治・芳賀恭司（2005）社会福祉士養成のための実習教育におけるミニマム・スタンダードに関する研究 MM 共同研究会 報告書（事例編）. MM 共同研究会.
- 白川充・菅田賢治（2006）社会福祉士養成のための実習教育におけるミニマム・スタンダードに関する研究 MM 共同研究会 報告書（第Ⅱ部）. MM 共同研究会.
- 高梨昌（2009）労働者派遣法の原点へ帰れ. 大原社会問題研究所雑誌, 604, 1-8.
- 竹中恵美子（2012）竹中恵美子著作集Ⅳ 女性の賃金問題とジェンダー. 明石書店.
- 津崎哲雄（1989）ソーシャルワークの実習教育をめぐる基本問題. ソーシャルワーク研究, 15（1）, 4-6.
- 永岡正己（2013）第2章 社会福祉原論と歴史認識の意義. 大友信勝・永岡正己（編）社会福祉原論の課題と展望. 高菅出版, 45-76.
- 林千代（1992）母子寮の戦後史－もう一つの女たちの暮らし. ドメス出版.
- 武藤敦士（2020）母子生活支援施設の現状と課題. みらい.
- 松井奈美・高橋流里子・黒川京子（2011）社会福祉実習教育における実習指導の現状と課題. 日本社会事業大学研究紀要, 57, 137-156.
- 米本秀仁（1997）社会福祉専門教育の課題－教育現場と福祉現場の連携－. 社会福祉研究, 69, 65-70.